ロ　インバランス対応相当額取引収益
ハ　インバランスの供給相当額取引収益
②　電気事業雑収益相当額取引収益（次の額の合計額をいう。）
イ　接続検討料相当額取引収益（接続検討料を基に算定した額をいう。）
ロ　契約超過金等相当額取引収益（契約超過金等を基に算定した額をいう。）
⑵　配電部門が配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。
①　託送収益等取引費用（次の額の合計額をいう。）
イ　インバランス対応相当額取引費用
ロ　インバランスの買取相当額取引費用
②　アンシラリーサービス取引費用（託送算定規則において自社アンシラリーサービス費として整理される発電費用相当額をいう。）
③　振替損失調整額取引費用（振替損失電力量の調整に要した費用をいう。）
④　消耗品費用（社内取引に係るものに限る。）
４．２．及び３．の規定により配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第３第３表により設備別費用明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。
５．次に掲げる収益又は費用を、それぞれ次の比率又は方法により、配電部門の収益又は費用に整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。
⑴　財務収益　料金収入比
⑵　事業外収益（固定資産売却益を除く。）　料金収入比
⑶　固定資産売却益　発生の主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、固定資産帳簿価額比（電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める７．に定めるところにより抽出された配電部門に係る電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額の割合をいう。以下この別表において同じ。）
⑷　特別利益　発生の主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、料金収入比
⑸　財務費用（電気事業に係るもの（支払利息を除く。）に限る。）　固定資産帳簿価額比
⑹　支払利息（電気事業に係るものに限る。）　電気事業固定資産（リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。）の帳簿価額の合計額に占める７．に定めるところにより抽出された配電部門に係る電気事業固定資産（電源線に係るもの並びにリース資産及び資産除去債務相当資産を除く）の帳簿価額の合計額の割合
⑺　事業外費用（固定資産売却損を除く。）　費用比
⑻　固定資産売却損　発生の主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、固定資産帳簿価額比
⑼　特別損失　発生の主な原因に応じて直課。ただし、これにより難い場合にあっては、費用比